

令和6年第6回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

令和6年6月10日（月）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出 席 委 員

1番 正 木 善 昭

2番 大 井 栄 一

3番 中 野 栄

4番 三 須 清 一

5番 宮久保 勝

6番 森 茂

7番 川 村 泉 治

9番 大 炊 三枝子

10番 田 口 忠

4. 欠 席 委 員

8番 根 本 博

5. 出席事務局職員

局 長 大 井 一 郎

次長補佐 鈴 木 光 一

主 任 片 桐 圭 悟

主 査 富 塚 隆 則

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条について

議案第2号 農地法第5条について

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第4号 非農地判断について

議案第5号 我孫子市農業委員会農地移動適正化あっせん基準における基準面積の決定について

報告事項

報告第1号 農地法第5条（届出）について

報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）について

報告第3号 あっせん譲受等候補者名簿の登録について

報告第4号 生産緑地のあっせんについて

三須清一会長 ただいまから令和6年第6回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員9名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により、会議は成立しております。

はじめに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

9番 大炊 三枝子委員

10番 田口 忠委員

よろしく願いいたします。

次に本日の書記には、事務局職員の片桐主任を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第5号までの合計5議案です。

議案第1号「農地法第3条について」1件、議案第2号「農地法第5条について」2件、議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」再設定1件、所有権移転1件、議案第4号「非農地判断について」1件、議案第5号「我孫子市農業委員会農地移動適正化あっせん基準における基準面積の決定について」1件です。

以上で議案についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

三須清一会長 以上で、議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条について」審議したいと思います。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条について」、次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

提出日 令和6年6月10日、我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をいたします。

議案資料も1ページからとなります。

申請地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は1,497平方メートルの賃借権を設定するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北西側約900メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の3ページをご覧ください。

受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方で、渡人は〇〇の方です。

耕作に便利な申請地の賃借権を設定するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第1号について、調査結果を報告します。

第2調査会で受人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

受人の経営耕地はありません。

農業従事日数は、今回借受する耕地で本人が年間300日、妻も300日、子が12日です。

トラクター、軽トラック、管理機等を揃えています。

常時従事要件を満たしていることから、農地法第3条第2号各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第1号「農地法第3条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条について」、次のとおり、許可申請があったので審議を求めらる。

提出日 令和6年6月10日 我孫子市農業委員会会長三須清一

整理番号1番の議案に関する事業は、我孫子市〇及び〇〇〇市〇にまたがる農地を受人が買い受け、農業用車両、農機具置場に転用するものです。

それでは、議案の説明をいたします。

議案資料は9ページからとなります。

申請地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は1,601平方メートルの所有権移転をするものです。

転用目的は、農機具、作業機置場になります。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北西側約950メートル、〇〇〇市との境界に位置しています。

また、〇〇〇市分の申請地は〇〇〇市〇地先の地目畑1筆、面積は974平方メートルとなります。

これによる両市にまたがる全体計画は、合計2筆、総面積は2,575平方メートルとなります。

位置図は、議案資料の12ページをご覧ください。

事業計画書では、我孫子市〇、〇〇〇市〇及び〇地区で作付をしており、申請地が

作付け圃場の中間点にあり、圃場にも近く利便性も良いことから選定しました。

地盤整備は整地・転圧のみで、雨水は自然浸透式とし、農機具・作業機置場のため用水、汚水、雑排水等はありません。

また、資力については、全額自己資金で賄う予定で、残高証明書で確認しています。

なお、今回の申請は、我孫子市、〇〇〇市にまたがる同一事業による農地法第5条の規定による許可申請であることから、許可権者が千葉県知事となりますので、ご審議のうえ千葉県知事へ意見書を提出することになります。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第2号、整理番号1番について調査結果を報告します。

第2調査会で渡人及び代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

現地調査では、平坦地で盛り土、切土もなく、雨水は敷地内浸透処理し、隣接する農地に影響がないことを確認しました。

当該地についての現地調査での立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。

農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣接土地所有者に支障のない旨確認されたことから、第2調査会では、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第2号、整理番号1番、「農地法第5条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは千葉県知事への意見について採決します。

許可相当とすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号、整理番号1番については原案どおり許可相当として、千葉県知事へ意見書を提出することに決定いたしました。

次に議案第2号、整理番号2番「農地法第5条について」審議したいと思います。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは議案の説明をいたします。

議案書は3ページ、議案資料は31ページからとなります。

整理番号2番の申請地は、〇〇字〇〇〇〇地先の畑1筆、面積は174平方メートルの使用貸借権を設定し、住宅を建設するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇の北西側約550メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の32ページをご覧ください。

申請理由は、周辺農地に影響が少なく、市道に接している実家に隣接する母親所有の土地に、自己住宅を建設するものです。

上水は既設水道管から引き込み、雨水は雨水浸透柵にて敷地内に浸透し、越流分は合併浄化槽に接続します。

下水は合併浄化槽で処理後、側溝に放流します。

計画地は平坦地で、農地側外周に土えん堤を施工することにより、周辺農地に影響を及ぼすことはありません。

また、資力については、全額自己資金で賄う予定で、貯金残高証明書で確認しています。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

す。

大炊三枝子調査会長 議案第 2 号整理番号 2 番について、調査結果を報告します。

第 2 調査会で受人、渡人及び代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

現地調査では、平坦地で盛り土、切土もなく、雨水は敷地内浸透処理し、隣接する農地に影響がないことを確認しました。

当該地についての現地調査での立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と判断しました。

農地法第 5 条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣接土地所有者に支障のない旨確認されたことから、第 2 調査会では、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第 2 号整理番号 2 番「農地法第 5 条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 2 号整理番号 2 番については原案どおり許可する事に決定いたしました。

次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の4ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」次のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律「令和4年法律第56号」附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画（案）を決定するため審議を求める。

提出日 令和6年6月10日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をします。

議案資料は48ページからとなります。

農用地利用集積計画（案）の申請件数は、再設定1件、所有権移転1件です。

「整理番号1番」賃借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は1,041平方メートルです。

受人は〇〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は6年間、借賃は10アール当たり〇円です。

「整理番号2番」所有権を移転する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田2筆、〇〇〇〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は15,544平方メートルです。

受人は〇〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第2調査会長から議案第3号の調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第3号について、調査結果を報告します。

「整理番号1番」の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地のみ約0.51ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日です。

トラクター、耕運機等を揃えています。

「整理番号2番」の受人の経営面積は、自作地のみ約2.92ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間150日、妻が280日、子が50日です。

トラクター、田植機、耕耘機等を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では、受人の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律「令和4年法律第56号」による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。以上です。

三須清一会長 これより議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第3号については原案どおり決定することとしました。

次に、議案第4号「非農地判断について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の6ページをお開きください。

議案第4号「非農地判断について」次のとおり、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の申請があったので、審議を求める。

提出日 令和6年6月10日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をします。

議案資料は50ページとなります。

位置図は、議案資料の51ページになります。

申請地は、〇〇字〇〇〇〇〇地先の登記地目畑、現況地目宅地、面積は 119 平方メートルです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北西側約 450 メートルに位置しています。

昭和 36 年 12 月に住宅が建設された当時から宅地として利用され、現在も住宅地として利用しており、農地に復元することが著しく困難なため「非農地」について審議するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第 2 調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第 4 号について、調査結果を報告します。

第 2 調査会で申請人と代理人立会いの下、現地を確認し審議しました。

当該地は 62 年前から宅地の一部として利用され、農地として復元することが困難であることを確認できました。

第 2 調査会では、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、全員一致で非農地との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第 4 号に対する質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより、採決します。

決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 4 号は原案どおり非農地として判断することとしました。

次に、議案第 5 号「我孫子市農業委員会農地移動適正化あっせん基準における基準面積の決定について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 7 ページをお開きください。

議案資料は 54 ページからとなります。

議案第 5 号「我孫子市農業委員会農地移動適正化あっせん基準における基準面積の決定について」この会の意見を求めます。

提出日 令和 6 年 6 月 10 日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案第 5 号「我孫子市農業委員会農地移動適正化あっせん基準における基準面積の決定について」片桐主任から説明します。

片桐圭悟主任 それでは議案の説明をします。

この度、果樹耕作者よりあっせん譲受等候補者名簿への登録申請がございました。

この名簿への登録にはいくつか要件を満たしている必要があり、要件については議案資料 54 ページからの「我孫子市農業委員会農地移動適正化あっせん基準」内に定められています。

要件については、55 ページ中段第 4 条第 1 項 (1) のアからウを満たしている必要がございます。

これらの内、下線部のアが議案に係る箇所となっております。

このアを要約しますと、アの要件を満たすためには、申請者の経営面積が議案資料 61 ページの別表 1 に定められた基準面積を超えている必要があるということになります。

しかし、今回の申請者は経営類型が果樹のみとなっております、別表 1 に果樹単一型がないため、申請者の登録審査ができない状況となっております。

一方で、議案資料 55 ページ下部の第 4 条第 2 項に「次の各号に掲げる場合については、全項 1 号アの要件に関わらず要件を満たす者として認めるものとする」とありま

して、続けて議案資料 56 ページの上の方の下線部、第 4 条第 2 項(3)「別表 1 に定め
ない経営類型（採卵養鶏、花卉等）である場合で、農業委員会が別に協議して定め
る基準を満たす場合」とあります。

これらを要約しますと、果樹単一型のような別表 1 に定めがない経営類型の場合、
農業委員会が協議することで基準面積を定めることが可能である、ということになり
ます。

以上のことから、議案書 7 ページの提案理由のとおり、果樹単一の基準面積が定め
られていないため、規定に基づき、18 アールという面積を提案させていただくもの
となります。

次に 18 アールの根拠を説明させていただきます。

別表 1 の各数値の算出方法としましては、経営型ごとの経営耕地面積を経営体数で
割った平均値を算出しまして、それを基準面積とする方法をとっています。

例えば、水稲＋露地野菜であれば、水稲と露地野菜それぞれの平均値を合計した数
値となっています。

水稲＋露地野菜＋果樹型においても同様に各平均値を算出して、合計した値が 192
アールとなっています。

このときに採用している果樹型の平均値が 18 アールとなっています。

以上のことから、他の経営類型の基準面積と同様の方法で算出した数値である、18
アールとさせていただきました。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

三須清一会長 これより議案第 5 号に対する質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第5号は原案どおり決定することとしました。

続いて報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。

報告は第1号から第4号までの4件です。

報告第1号は「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、4件受理しました。

届出事由は、資材置場が1件、住宅が3件です。

報告第2号は「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、2件受理しました。

届出事由は、相続です。

報告第3号は「あっせん譲受等候補者名簿の登録について」で、1件受理しました。

あっせんの状況は買受希望です。

報告第4号は「生産緑地のあっせんについて」で、2件受理しました。

「整理番号1」「整理番号2」は、令和6年4月総会において生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の申請があり、証明相当となりました〇〇〇字〇〇〇〇〇番〇、〇〇〇番〇の合計2筆、合計面積は838平方メートルで、所有者は〇〇〇の〇〇〇〇さんの生産緑地について市へ買取りの申し出があり、我孫子市長より市内農業従事者へ、取得のあっせんについて依頼がありました。

申出地の概要は、資料、報告第4号のとおりで、買取りの希望価格は全面積で〇円です。

案内図は資料の裏面になります。

買取価格については買取希望者が出てきた場合に改めて不動産鑑定をし、買取価格を設定することとなります。

お知り合いの農業者の方にあっせんしていただき、買取を希望する農業者がいましたら6月24日の月曜日までに事務局までご連絡ください。

よろしく願いいたします。

以上です。

三須清一会長 報告第1号から4号について、何かご意見がありましたら、挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和6年第6回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。